

大阪府

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>■ 精神障がい者保健福祉手帳の申請 精神障がい手帳を半年から診断書があればできるようにしてほしい。</p>	<p>初診日から6か月以上経過した時点の診断書があれば申請が可能となっている。</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則</p>
<p>■ アイドリング規制 公園周辺にて深夜早朝含めて大型車輛等のアイドリング駐停車が頻発している。排ガスによる環境負荷、エネルギー浪費はもちろんであるが、近隣住民にとって騒音が非常に迷惑である。アイドリング規制条例の強化(罰則等)をするとともに、事業主等への周知・指導を強化すべきである。 また、コンビニエンスストア利用との関連も想定されるのでコンビニエンスストアに啓蒙させるべきである。緩和すべき規制は緩和するとともに、強化すべき規制は強化すべきである。</p>	<p>この条例は運転者等の取締りを主眼にしたものではなく、アイドリングストップによる自動車排ガスや騒音を低減し環境保全を図ることを目的としている。そのため事業者や駐車場管理者に対する指導や勧告を通じ、アイドリングストップの啓発効果を上げる仕組みとしており、条例では          &lt;自動車の運転者&gt; 駐車時における原動機の停止義務          &lt;事業者&gt; 使用人や従業員に対する原動機停止の指導義務          &lt;駐車場の管理者&gt; 利用者に対し原動機の停止指導等を行う努力義務、利用者に対し看板等により原動機の停止の周知措置を講じる義務          &lt;勧告&gt; 反復する違反や周知措置を講じていない場合、事業者や駐車場管理者に対し知事が勧告を規定している。これらの規定を根拠として、今後も運転者・事業者・駐車場管理者への啓発及び指導を行うこととしており、また上述の主旨から罰則等の導入は考えていない。          また、アイドリングストップを推進するため、大阪府ではポスター掲示等の啓発活動により府民の理解と協力を得て自主的な取組みを誘導するとともに、苦情や通報があった場合にはこれらの規定に基づき事業者やコンビニエンスストアも含む駐車場管理者にポスターやチラシを配布するなど運転者への周知について指導している。コンビニエンスストアにおいては駐車場へのポスター掲示など客への周知が行われており、今後も適切に対応していく。</p>	<p>生活環境の保全等に関する条例：          ・第41条の2第1項、第100条の2          ・第41条の2第2項、第100条の2          ・第41条の3第1項、第100条の2          ・第41条の3第2項、第100条の2          ・第41条の4、第100条の2          行政指導指針：          ・アイドリング規制における事業者及び駐車場管理者に対する勧告に係る指導指針(環交-指-01)</p>
<p>■ 療育手帳の申請 療育手帳を20才以上は親がいなくても申請できて親なしでできるようにしてほしい。 また、療育手帳を仕事が探しやすくしてほしい。</p>	<p>療育手帳については、20歳以上の場合、本人だけで申請が可能(被後見人等を除く)となっている。          また、平成25年9月にリニューアル・オープンした「OSAKAしごとフィールド」において、若者、中高年齢者、障がいのある方、母子家庭の母親などの方々の就職支援を行っているところ。          カウンセリングやセミナーなど府の支援機能とハローワークの豊富な求人情報と連携することで、マッチング機能の充実・強化した就労支援を行っているので、就職活動に役立てていただきたい。</p>	<p>大阪府療育手帳に関する規則</p>
<p>■ 大阪府ITステーション 障がい者の就労支援施設なのに ハードが障がい者に優しくない。障がい者就労が増えることは 生活保護者削減になり府政にとって良いものだと思う。 府立・市立 支援学校・リハビリ養成学校・農業大学校などと連携し 大阪オリジナルの多角的な障がい者の就労支援の実績をあげていただきたい。 また府でも中途障がい者を積極的に雇用を考えて欲しい。</p>	<p>ITステーションのエントランスや各フロアは音声案内されており、通路は広く段差はない。また各階に音声案内・車椅子専用トイレを設置している。          就労支援については、支援学校や商工労働部、就業・生活支援センター等と連携し、障がい者雇用に取り組んでいる。          府における障がい者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、昭和55年度から、身体障がい者特別選考を実施し、雇用の促進に努めている。</p>	<p>障害者総合支援法 地域生活支援事業実施要綱 障害者の雇用の促進等に関する法律</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>■ 公益法人の設立等認可申請手続</p> <p>公益法人の設立及び変更認可申請並びに届出等に際して提出すべき書面の記載方について、「てにをは」や「、。」の無意味な修正指導(事実上の行政指導)を止めていただきたい。</p> <p>例えば、行政が例示する同種文書に『私は明日、学校に行きます』とあるを、『私は、明日、学校へ行きます』と記載すると、修正の指導を受ける。何故に「例示」に拘泥して、基本的な人権である表現の自由で許容されるべき範疇の用語、文章構成を規制するのか、全く理解不能です。</p> <p>行政職員は、その書面の提出を求める根拠法令の趣旨、書面作成の目的、記載された文章の意味等を理解する能力をもっと研鑽すべきです。職員がその能力を欠き、公権力を不適切に行使することにより、事業が停滞し、あるいは事業者の負担が増加するのは、全くの無駄です。</p>	<p>行政庁に広範な裁量のあった主務官庁制が廃止され、新公益法人制度では審査・監督の基準・要件が法令で明確に定められており、書類審査にあたっては、法令に適合するために必要な範囲で修正指導を行うこととしている。また、指摘のような「無意味な」修正指導に至ることのないよう留意しているところ。</p> <p>なお、税制優遇などを受けている公益法人の公益性に鑑み、そのガバナンスや公益目的事業の内容等が第三者(府民)からもわかりやすいものとなるよう、記載内容等について適宜指導・助言を行うことがある。その際には、趣旨等を適切に説明して、理解を得ることとしている。</p>	<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</p>
<p>■ はり・灸・マッサージ、柔道整復師の治療について</p> <p>あんま・マッサージ・指圧師の資格を持たない施術者は、たとえ、はり師、きゆう師、柔道整復師の資格を持っていてもあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律により、あんま・マッサージ・指圧を業とすることはできない。</p> <p>しかし、街中には、あんま・マッサージ・指圧師の資格を持たない無資格者が、堂々と大勢業に励んでいる。</p> <p>患者の健康保持や医療過誤を抑制するために、あんま・マッサージ・指圧師の無資格者を撲滅してください。</p> <p>また、はり・灸・マッサージ治療を誰でも身近に治療できるよう、保険を使って患者さんが安い料金で受けられるよう、回数制限や時間をもっと長くできるような制度を考えていただきたい。</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下、あはき法)第1条により「あん摩マッサージ指圧を業としようとする者は、あん摩マッサージ指圧師の免許を受けなければならない。」、同法第12条により「何人も、第1条に掲げるものを除く外、医業類似行為をしてはならない。」と規定されているが、「マッサージ」の明確な定義はなされていない。資格の必要がない法定外医業類似行為として行われている業務については、あはき法の規制をうけず、「マッサージ」と称して業務を行っていたとしても、その内容があん摩マッサージ指圧にあたるのか、または法定外医業類似行為にあたるのかについては「マッサージ」の明確な定義がないため判断が難しく、指導や規制をすることは困難である。</p> <p>そのため、当課としては府のホームページや広報誌において「施術をうける際は資格を確認しましょう」と府民に呼びかけるとともに、毎年厚生労働大臣に対し、マッサージ等医業類似行為の定義の明文化等、制度の問題点について改善するよう要望しているところである。</p> <p>上記の問題に対応するためには、国の一定の見解及び指導方針並びに指導対象となる医業類似行為の範囲等についての明確な基準が必要と考える。</p> <p>また、施術に係る期間や回数の制限はない。</p> <p>なお、施術に関することは、全国一律の制度となるよう国において検討するべきと考える。</p>	<p>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律</p>
<p>■ 民生委員の役割</p> <p>子供の大学費用を社会福祉協議会で借りのため、手続きを進めたが、最後の手続きとして、地域の民生委員の方に、我が家の経済状況を見てもらうことになった。なぜ、民生委員の方に見せないと、知らせないといけないのか疑問に思う。</p>	<p>生活福祉資金貸付制度は、国の生活福祉資金貸付制度要綱等に基づいて実施されている。</p> <p>この要綱において、民生委員の役割として「貸付を行う社協からの要請により借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握」等が定められており、借入申込書には民生委員が作成する調査書の添付を求めている。</p> <p>大阪府としては、国に対して民生委員の調査書の添付の廃止を要望している。</p>	<p>生活福祉資金貸付制度要綱 生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)運営要領</p>
<p>■ 府営住宅の継承</p> <p>府営住宅に住んでいた、父が亡くなったのにその名義が継承できないのはおかしい。なぜ、単身者の給与所得者が継承できないのかおかしい。</p>	<p>地位継承の範囲を「原則として現在同居している配偶者及び高齢者、障害者など特に居住の安定を図る必要のある者」に限定する旨の国からの通知(平成17年12月)を踏まえ、本府においては、配偶者のみに承継を認めることを基本に、高齢者や障がい者など、民間賃貸住宅市場で住宅を求めることが困難な方々については、その居住の安定を図る必要があることから、限定的に地位の承継を認めている。</p>	<p>公営住宅法、大阪府営住宅条例、大阪府営住宅条例施行規則</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>■ 府市の教員採用試験</p> <p>大阪府と大阪市の教員採用試験に関する業務を統合してはいかがか。一元化することで、業務はかなり減るのではないか。</p> <p>第一希望と、第二希望(または無)として、統一問題の一次試験を行い、府と市の担当者が一緒に面接などを行った上で、それぞれに希望する人材を確保するといいいのではないか。</p>	<p>今回ご提案の趣旨は、業務統合による効率的な採用選考テストの実施をとのことですが、大阪府教育委員会では多様な人材確保の観点から、大阪市と異なる様々な選考方法、選考区分を設定して募集し、実施しているところである。また、1次選考テストにおいて、大阪府、大阪府が同一日程で実施しており、併願できないことから、統合してテストを実施した場合においても受験者数が増減せず、業務の軽減は見込めない。</p> <p>今後とも、選考方法等を工夫・改善し、熱意ある優秀な教員の確保に努めたい。</p>	
<p>■ 府市の職員採用試験</p> <p>大阪府と大阪市の職員採用に関する業務を統合してはいかがか。一元化することで、業務はかなり減るのではないか。</p> <p>第一希望と、第二希望(または無)を確認して、同じ試験日や募集日にして、統一問題の一次試験を行い、府と市の担当者が一緒に面接などを行った上で、それぞれに希望する人材を確保するといいいのではないか。</p>	<p>現在、府市を再編し、新たな「広域自治体」と「基礎自治体」を平成27年度当初に設置する取り組みを進めている。</p> <p>府市再編後は、広域・基礎の各自治体が求める人材像等に基づき採用試験を実施することとなり、合同で実施する場合も、各自治体の意向を踏まえて検討する必要があるため、現時点では府市再編の動向を見極めていくところである。</p>	
<p>■ 授業料軽減助成</p> <p>大阪府で私立高校に対する授業料助成を行っているが、教員を厚遇している私立高等学校にも同じように授業料助成を行うのは、税金の無駄使いではないか。</p>	<p>大阪府の授業料支援補助金は、家庭の経済的事情にかかわらず、自由に学校選択できる機会を提供するため、生徒・保護者の授業料負担を無償もしくは低額負担となるように支援することを目的としたものである。</p>	
<p>■ 授業料軽減制度</p> <p>橋下市長が、府知事時代に、「私立学校の授業料軽減制度」を改正し、大半の生徒が授業料軽減補助金を受給できるが、事務処理を私立学校に押し付けているのは不当。在学証明書や学生証のコピーを元に、市役所または区役所で受付けるべき。学校経由などとまどろっこしいことは止めて、本人に直接支払えばいい。</p> <p>私立学校への経常費補助金には人件費も含まれると聞いたことがある。その人件費の一部が補助金事務であれば、本来行うべき学校の仕事が疎かになっているといわざるを得ない。</p>	<p>大阪府の授業料支援補助金については、国の就学支援金と同様に、事務を効率的かつ円滑に進める見地から、申請及び支給は、学校法人を通じて実施しているところである。</p>	
<p>■ 道の駅</p> <p>大阪府下の「道の駅」の8か所のうち、南部に7か所もかたまっていて、統廃合が必要だと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ちはやあかさか(千早赤阪村)国道309号(村道水分延命寺線)</li> <li>・かなん(河南町)国道309号</li> <li>・近つ飛鳥の里・太子(太子町)国道166号</li> <li>・しらとりの郷・羽曳野(羽曳野市)府道 美原太子線</li> <li>・愛の里(和泉市)国道170号</li> <li>・とつとパーク小島(岬町)府道 岬加太港線</li> <li>・愛彩ランド(岸和田市)国道170号</li> </ul>	<p>「道の駅」は道路利用者のための休憩機能の他、地域の情報発信機能や交流を促進する地域連携機能を兼ね備えた、地域の発展に寄与する重要な施設であり、大阪府内の8駅は、それぞれの地域において、上記の機能を担う施設であると考えている。</p> <p>なお、府内道の駅は各市町村が設置者となり整備されたもので、3駅については市町村単独で、残る5駅は府と市町村が一体となって整備したものである。</p>	
<p>■ 運転免許更新手続</p> <p>自動車の運転免許の更新について、「門真運転免許試験場」では、日曜日の更新手続が可能であるが、一般の警察署でも土日の更新手続が可能になればいいと思う。少なくとも「光明池運転免許試験場」で、土曜日に更新手続が可能になるのが、ベターだとは思う。大阪市内の舞洲地区にも運転免許試験場を設置してはいかがか。</p>	<p>大阪府警察では、平日における免許更新につきまして、門真・光明池運転免許試験場での即日交付及び63警察署での更新手続を実施している上、日曜日の免許更新につきまして、門真運転免許試験場では即日交付が可能としています。</p> <p>舞洲地区への運転免許試験場の設置につきましては、現在のところ、予定しておりません。</p> <p>今後とも、府民の利便性に配慮した適切な運転免許更新業務に努めてまいります。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>■ 障がい者職業訓練 交通事故にて中途障がいになったが、障がい種別にて 職業訓練があるが高次脳機能障がいの受け入れ枠がない。</p>	<p>高次脳機能障がい者だけを対象とした職業訓練を実施しているのは、現在、全国で国立吉備高原職業リハビリテーションセンターのみであり、効果的な訓練手法などを実践研究しているところ。 なお、府においては、大阪障害者職業能力開発校や社会福祉法人等への委託により、身体・精神・知的・発達障がい者を対象とする職業訓練を実施しており、高次脳機能障害者の方も、身体等への障がいの態様に応じて、これらの訓練の受講が可能な場合がある。</p>	<p>職業能力開発促進法 障害者の雇用の促進等に関する法律</p>
<p>■ 北方領土返還運動推進大阪府民会議 日本の領土を考えるのはとても大切なことです。しかし、大阪府が行政として、このような会議の業務を続ける必要性に疑問を感じる。竹島・尖閣諸島などの領土問題もある中、大阪府として考えるのではなく、もはや国が考える事案ではないか。「北方領土返還運動推進大阪府民会議」を廃止し、もっと府民のための政策に人と金(公金)を使うべきと思う。</p>	<p>北方領土問題の解決のためには、ロシアとの外交交渉を粘り強く継続していくことが必要であるが、この交渉を後押しする最大の力は、北方領土の返還を求める一致した国民世論である。国においては、さらなる国民世論を結集するため、広域的な広報活動を行っているほか、関係団体と連携して様々な事業を実施している。地方においても、北方領土返還要求運動が国民運動として定着するように、都道府県内の青年団体、女性団体、労働団体や経済・産業団体などで構成する都道府県民会議が全国で組織化されており、講演会や都道府県民大会、街頭啓発など諸啓発事業を行っている。また、都道府県行政当局も官民一体とした組織づくりという観点からこの都道府県民会議に参画しているところである。 大阪府においても、北方領土返還運動推進大阪府民会議等の関係機関と連携し、府民の皆様への北方領土問題への啓発に努めているところであるので、ご理解いただきたい。</p>	
<p>■ 憲法施行記念式並びに表彰式 平和憲法を記念する行事の主旨は理解できるが、表彰者リストをよくみると、公務員やその外郭団体への表彰がほとんどで、表彰者も式も不要である。</p>	<p>1 同表彰は、功績のあった個人若しくは団体を表彰する制度である。 (1) 団体 農林水産・納税・衛生・文化芸術・青少年活動・国際交流等の各分野で功績のあった団体を表彰。 (2) 個人 ア 産業功労者 商工業・労働・農林水産業・建設業関係の各分野で功績のあった団体の長などを表彰。 イ 公共関係功労者 府政・市町村・福祉・衛生・教育・文化・男女・青少年・国際交流・警察・地縁団体等の各分野で功績のあった者を表彰。 ウ 善行者 地域清掃・交通安全奉仕活動者等を表彰。 2 公務員、外郭団体について 平成25年度の被表彰者のうち公務員(OB含む)は、「公共関係功労者」のうち「教育分野」で39名の教職員が含まれている。 なお、外郭団体(府出資法人等)の役員等は含まれていない。 3 今後の対応について これまでも副賞の廃止(H20年度～)など、効率的な執行に努めている。今後とも、同表彰制度の効率的な運営に努めていくので、同表彰制度へのご理解をいただきたい。(参考)受賞者一人あたりの経費(H25予算ベース)1,751千円÷500名=3,502円</p>	<p>大阪府表彰規則</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>■ 危険業務従事者叙勲 「危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について」(平成15.5.20 閣議了解)に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員等危険性の高い業務に従事した55歳以上の元公務員を対象に叙勲する栄典制度であるが、不要である。</p>	<p>叙勲制度は、国家や社会への長年の功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを国家が顕彰する制度である。 また、内閣総理大臣の懇談会である「栄典制度の在り方に関する懇談会」の報告書に、「栄典の対象分野に関して、政治家や公務員はいずれも公的な職務を行うものであることをとらえ、その国家・公共への貢献をあえて栄典の対象とする必要がないとの議論も存しますが、栄典は、国家・公共に対し功労のある人を幅広く対象とすべきものであり、特定の分野を制度的に対象から除外することは不相当であると考えられる」と記載されているところである。 なお、「自衛官」は所管外です(防衛省)。</p>	<p>「栄典制度の在り方に関する懇談会報告書」(H13.10.29)</p>

大阪市

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>[地域活動協議会についての提案] 地域活動協議会を単に、補助金獲得のための機関にしないために、大阪市へ地域活動協議会からも意見が上がるような、双方向のシステムを作ればどうでしょうか？ たとえば、大阪市議会で議題に上るような案件について、地域活動協議会でも話し合い、どのような意見が出たか、という結果を大阪市議会に届けられるような仕組み。 市民の政治への無関心は、(どうせ我々の意見を聞いてくれるわけではないし、)という諦観も大きく関係していると思います。 自分たちの意見が大阪市政に反映されるとあれば、地域活動協議会に対しても、大阪市の市政に対してもっと真剣な関わりをしようと思う人も増えるのではないのでしょうか。 ニア イズ ベターということですので、地域の声をもっと吸い上げてくれるような大阪市の姿勢を期待いたします。 よろしく願いいたします。</p>	<p>地域活動協議会は、様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野における地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進するといった地域経営を行う組織であり、そこでの意見等については的確に把握し区政・市政に適宜反映していくことが重要であると考えています。 大阪市では、平成25年3月に「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」を制定し、区の区域内の基礎自治に関する施策等を実施するに当たっては、区民等の多様な意見を的確に把握するための様々な方法を用いるほか、区政会議において、立案段階から意見を把握し適宜反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを区政運営の基本とすることを明らかにしています。 各区においては、地域活動協議会における意見等についても、地域活動協議会の代表者を区政会議の委員に選任するなど工夫を凝らしながら区政会議を通じてその的確な把握に努めているところです。なお、区政会議については、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」において、会議は原則公開とされ、会議録等の公表が義務付けられているほか、市議員が会議に出席し必要な助言をすることができる旨定められているところです。 このほか、各区においては、校区等地域を担当する地域担当職員を置き、地域活動協議会と連携を密にししながら、その意見等の把握に努めているところです。 今後とも、こうした取組について各区間での情報共有を図り、各区が互いに切磋琢磨しながらより実効性のあるものとなるよう取組を進めてまいります。</p>	<p>地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱</p>
<p>1. 地域の活性化を考え実施しているものですが、いろいろな帰省があり出来ないことが多すぎます。効果が期待できる場合のみ許可できる仕組みは作れませんか？ 2. 区民(市民)が希望するサービスではなく、仕組みを作って欲しい。 ※個人では出来ないことが、コミ協や区役所と行うと出来るのではと実践してみましたが、逆に動きにくいということがわかりました。これじゃ新しいことはなかなか出来ません。</p>	<p>地域の活性化を進める上において制約となっている規制については、ゼロベースで見直していく必要があると考えており、この間、老人憩いの家の名称規制の撤廃や市民活動団体の自主的な活動に対する区役所庁舎内会議室の有料開放を実施するとともに、現在、地域の自主財源の確保に向け、市有財産の収益性のある事業への活用に向けた検討を進めているところです。 今後とも、地域活動を行っていく中で規制につきましては、地域の皆様からの声をしっかりと受け止め、積極的に検討してまいります。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>現在地域活動協議会形成と言う名のもと、地域の新しい仕組み作りが進められています。その新しい団体が地域の唯一の議決機関となるはずですが、形成にあたり既存の地域振興会がスライドした団体が非常に目立ち、またそのことを十分わかった上で区の関わり方にも非常に疑問に思っております。</p> <p>果して、地域の新しい担い手が現行の一部の既得権者にものが言えるようになるのかと言うと甚だ疑問を呈さざるを得ません。せっかく新しい仕組み作りのために中間支援組織に多額の税金を投入しているのも関わらず、機能していないと思わざるを得ない状況ではないでしょうか。例えば、この地活への参加を望んでみたとしても、閉ざされた地域振興の牙城に近づくことさえできません。その責任の一端は大いに地域振興の顔色をうかがう区役所の姿勢にも問題があると言わざるを得ないでしょう。中間支援組織は区役所の意志を尊重するあまり、中間的存在に全くなりえていません。大いなる無駄遣いとも言えます。</p> <p>今後、自らの地域を、自らの課題を見据えて考えていく世代が真に取り組める地域に参加しやすい地域活動協議会を進める意味でも、区役所の関わり方を今一度検証してほしいと思います。</p>	<p>地域活動協議会は、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織です。</p> <p>地域活動協議会が市からの補助金を受けるに当たっては区長の認定を受けることが必要であり、区長の認定要件としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること</li> <li>・ 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること</li> </ul> <p>などが定められています。</p> <p>また、地域活動協議会の運営について、区役所の地域担当職員と中間支援組織のまちづくり支援員等がそれぞれの役割分担の下で連携しながら支援を行っているところです。</p> <p>今回のご意見を受けて、地域活動協議会の運営が上記の観点から適切に行われるよう区役所に改めて注意喚起をするとともに中間支援組織の支援内容についても検証してまいります。</p> <p>【中間支援組織の活用について】</p> <p>現在市民局で実施している「新たな地域コミュニティ支援事業」では、当初、中間支援組織(各区まちづくりセンター支部)を活用し、地域ニーズを把握のうえ平成25年度末までに全地域において地域活動協議会の形成をめざすものとしておりましたが、各区役所の協力のもと、積極的に地域活動協議会の形成支援に取り組んだことで、平成24年度末時点で、327地域中300地域で形成されました。</p> <p>一方で、当事業では、1年半の長期継続契約であるメリットを活用し、実施期間中のPDCAサイクルが機能するよう、外部委員による事業評価を実施しております。平成24年度の事業評価において、「初年度は地域活動協議会の形成支援に重点が置かれたが、次年度に向けて、会計等の透明性の確保、自主財源の獲得、多様な地域活動との連携・協働の推進など運営支援に係る具体的対応が必要となることから、受託事業者においては、有効な支援策について、区役所としっかり情報共有し、個々の地域のニーズに応じた支援を速やかに実施されたい」との評価を受けております。</p> <p>今後は、受託事業者が上記の評価内容を今年度の事業内容に反映し、中間支援組織として地域の連携・協働のための橋渡しの役割が発揮できるよう、区役所や受託事業者との連絡調整を密に行ってまいります。</p>	<p>地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>城東区役所、窓口について。 「税・証明」は、いつも待ち時間なしの状態での常時担当者二人。 「保健・年金」は、常に40～60分待ち。 職員の配置を適切に。</p>	<p>「保険年金」の窓口は業務により二つに分かれています。両窓口の発券機の24年度集計によると、年間を通した平均待ち時間は約11分ですが、申請が集中する月があるほか、年間を通じて月初めや週初めにはお客様が多い傾向があるため、最大待ち時間の平均は約63分と、長時間お待ちいただいているのが現実です。 そのため、お急ぎでないお客様には週初めを避けていただくことや比較的混雑の少ない第4日曜日の開庁時にお越しいただくようご案内するほか、両方の窓口で要件のある方については内部で申し送ることで合計待ち時間を減らすことや、フロアマネージャーによる窓口案内と届出用紙の事前記入の案内により並び間違いや記入間違いを少なくするように努めております。 また、届出用紙に処理欄を設けて説明や受けをどこまで行っているかを確認できるようにすることで同じ説明を繰り返さないようにしたり、受取りだけで窓口での事務処理を必要としない書類については投函箱を設置して順番待ちをする必要がないようにするなどの工夫をしています。</p>	
<p>昭和の時代に大阪市により住所名称が変更された。 土地については市より更正が法務局に通知されているようだが、建物については市より更正されておらず旧住所のままになっている。 固定資産税の課税台帳も建物は旧住所表記である。</p> <p>それ故、登記簿謄本もいまでも手書きのコピーとなる。 法務局の事務作業や謄本取得者の不便等もあり、市は建物についても住所表記の更正を行うべきだ。固定資産税を課税していることから家屋番号等の対応関係もわかるはずだ。 以前役所に問い合わせしたが、市で更正するには議会の承認が必要であり、自分で必要書類等を揃えて法務局で変更依頼せよというような回答をされた。</p> <p>住所名称変更は個人の判断ではなく、市が行ったものであり、市が責任をもって更正すべきだ。個人に費用や時間の負担をかけさせるのはおかしい。</p>	<p>大阪市では、昭和40年以来、大阪府域において住居表示の実施を順次進めてまいり、これに伴い、「住所名称が変更された」とのご意見のとおり、住所・町区域・町名などが変更されてきました。 これら変更に伴う関係公簿・台帳の更正について、これらの変更を行った市が責任をもって行うべきだのご意見をいただきましたが、更正の内容により手続きが異なりますので、いただいたご意見に沿ってご説明します。 まず、大阪市では、住居表示の実施時に変更のあった町区域及び町名について、変更後の町区域内にある旧町名地番を集録した「地番集録表」を作成し、不動産登記を所管する国の機関(大阪法務局)へ送付しました。 登記情報のうち土地の所在に関する情報については、「市より更正が法務局に通知されている」とのご意見のように、送付した「地番集録表」に基づき、法務局において更正されます。 登記情報のうち建物の所在に関する情報については、「旧住所のままになっている」とのご意見をいただいておりますが、土地の所在に関する情報と同様に、法務局において更正されます。 一方で、登記情報のうち所有者の住所に関する情報は、土地・建物の所在が大阪市であっても、その所有者の住所が大阪市内であるとは限らないことなどから、所有者様個人が登記を管轄する法務局に変更申請する制度とされています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居表示に関する法律第5条の2</li> <li>・地方自治法第260条</li> <li>・大阪市住居表示維持管理事務処理要領第12章</li> </ul>
<p>先日平野区役所に弁護士相談に予約を取ってご相談に伺いましたところあのような様な相談は何も役に立ちません。もう少し 情けを入れて欲しかった。この頃の(ロボット)機械でももう少し情けがある答え方をしたいと思います 1階右の部屋です 相談を受ける人の 弁護士の態度が 腹立たしい時間は14:00からでしたが 13:40からシテクレマシタ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所における法律相談の相談員に対する苦情については、委託先である大阪弁護士会に対し苦情の伝達及び改善指示を行っています。</li> <li>・本件についても、苦情内容について大阪弁護士会に伝達し、改善指示を行いました。</li> </ul>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>大阪市の区民センターが一日毎しか申込みできないこと インターネットで申し込めない、お金が窓口でしか払えないこと</p>	<p>【区民センターの日毎の申込】 区民センターは利用日の6か月前から受付を開始しており、受付開始日時点で多数の利用申し込みがあった場合は、その都度抽選を実施しております。抽選後は先着順にて受け付けており、空室状況により複数の希望日の利用申し込みは可能となっています。</p> <p>【インターネット申込・窓口での支払】 インターネットでの利用申込につきましては、現在空室検索等で使用しているシステムの改修が必要となるため、直ちに対応することはできませんが、来館せずに申込ができるよう、FAXによる申込を実施しています。</p> <p>区民センターの施設使用料につきましては、条例上、前納を基本としており、また一旦納入された使用料は仮に利用者のご都合で、使用のキャンセルを行った場合でも一切お返しすることはできません。</p> <p>そのため、施設使用料の口座振込につきましては、使用前に利用者確実に入金をしていただくことが必要となりますが、その時期が使用者によって異なり、また確実に入金を確認するための施設側の環境整備も必要となることから、費用対効果の観点からも直ちに対応することは困難であると考えております。</p> <p>また、イベント等でホールを使用する際に附属設備を急ぎ追加で使用することもあり、その場合、当日に使用料を精算をしていただく必要があることから、現時点では口座振込のメリットは少ないと考えています。</p> <p>遅くとも利用当日の使用開始時間までに使用料を納入していただくことで、使用料に関するトラブルの回避に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>	<p>大阪市コミュニティ振興施設条例</p>
<p>子ども達や市民がもっと身近に文化・芸術に触れる機会(場所)が欲しい。</p>	<p>大阪にある優れた芸術文化資源である文楽、歌舞伎、能・狂言、クラシック音楽など第一級の芸術文化に気軽に触れる機会を提供し、次世代を担う青少年をはじめ市民が芸術文化に親しめるよう催事を開催するとともに、市内小中学校で文楽・歌舞伎・クラシックなどの鑑賞授業や、ダンス・アート等のワークショップ体験授業を実施しております。</p>	<p>芸術文化振興条例</p>
<p>スポーツセンターについて、オーパスカードを不正利用し営利目的で利用されているグループある</p>	<p>みおつくしスポーツネットから、オーパスシステムへの移行を機に、顔写真入りの登録カードを発行し、平成25年5月より利用当日における本人確認をより厳格に実施し、また本人確認ができない場合には、登録カードの一時利用停止措置を実施するなど、不正利用の防止に取り組んでおります。</p>	
<p>障害者の日常生活用具給付についてですが、視覚障害者の給付対象になっている点字ペンディスプレイは、大阪市では、聴覚と視覚の重複障害者しか対象ではないのに、枚方市や箕面市では視覚障害者単独でも給付がおります。なぜ、自治体によって給付に差があるのか、とうてい理解ができません。</p> <p>視覚障害者の社会進出のためにも、ぜひ、給付基準を見直していただきたく思います。点字ディスプレイ1台買うにも、何十万もします。点字プリンターであれば、1台が何百万円もします。普通の私たちが使うようなプリンターは、安ければ1台1万円ぐらいであるというのに、何百万円もするというのが現状なのです。</p> <p>こういうものを買う業者は、一括払いしか認めてくれません。なかなか健常者でもそうですが、何十万もするものを一気に買うのは難しいのではないのでしょうか？一度、考えてください。</p>	<p>本市においては、「重度障がい者日常生活用具給付事業」として、視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の身体障がいの方に対し、点字ディスプレイを給付しております。(給付限度額383,500円)</p> <p>また、本市ではパソコンを使用する際に必要となる周辺機器に関しての助成として「障がい者バリアフリー化支援事業」を実施しており、視覚障がい2級以上の方については、点字ディスプレイや点字プリンターも助成対象としております。(助成限度額100,000円)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第6項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第65条の12、大阪市重度障がい者日常生活用具給付要綱</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>大阪市福祉局障がい者施策部 障がい支援課 担当者 大阪市に左不全麻痺・高次脳機能障害で起き上がれず家事以前に日常生活が出来なく 寒さで通院も4カ月いけておらず 入浴も出来ていないと担当ケアマネと 障碍支援課につたえるもいいわけの様なメールを週1回くださるだけで 私の生活や日常生活動作は悪くなるばかりです。 この部署や障害者支援センター 介護支援事業所とは何するところですか？ 事故で左麻痺・聴覚・左空間無視注意障害もあり 身体もですがコミュニケーションするのも電話使えないのです。 こういった支援が大阪市の障害者に対するの支援のレベルなのですか？ 障碍サービスを常に使いたい依存でなく 脳損傷で低気圧・梅雨・猛暑・冬で起き上がれない時に 助けて欲しいのですがこの冬もほっとらかにされました。</p>	<p>・本内容については、障がい支援課あて相談があった後、関係区役所及び障がい者相談支援センターあて連絡し、既にサービス利用に向けての調整等、適切な対応を行っております。 ・また、同様に障がい福祉サービスの利用についての相談があれば、区役所等の関係機関と連携し、サービス利用に向けた調整を図っております。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第2項、第28条</p>
<p>大阪市平野区の 大阪市更生療育センターを 担当介護支援専門員としたが 訪問すると言って来ない。 月2度の訪問をし サービスを調整すると言いながら連絡すらしてこない。 業務怠慢なのか 人出がないのかははっきりして欲しい。</p>	<p>『障がい児等療育支援事業』の一項目である「訪問療育」においては、保護者からの要請に応じて、療育担当職員が支援が必要な児童の居宅ないし通所施設へ訪問し、療育指導を行っていますが、その際、事前に具体的な日程調整は必須であり、今回のような事象が起きないように徹底しているところです。</p>	
<p>最近天王寺動物園に行き行って感じたことですが、お客さんのマナーやモラルが良くないなと思いました。お客さんがゴミを平気で園内の道に捨てること。食べ物の入れ物などは触れませんが、紙や特にビニールは飛ばされて獣舎に入って動物が食べてしまったら大変なことになるので気づいた時は拾ってゴミ箱に入れたり、取れない場所に入ってるのを見つけた時は通られたスタッフさんにお伝えして取ってもらってます。お客さんが多い日には途中ゴミ箱のビニール袋も取り替えておられますが、それでもすぐにいっぱいになるみたいで溢れてる時もあり、夕方にはカラスが多くやってくるので衛生上も良くないかと思えます。ゴミ箱を増やすか出来るだけ持参した物は持ち帰るとか何か方法がないのでしょうか。私は昼食で食べたパンの袋や園内で買ったペットボトルも持って帰ってます。一人一人お客さんが協力すれば動物園でのいろんな負担も少しは軽減されるのでは？ サービス向上重視でお客さんを呼ぶばかりを考えるのではなく、やはり綺麗な動物園、みんなが親しみを感じれる天王寺動物園であってほしいなと思います。</p>	<p>動物園内を清潔に保つため、毎日、清掃を行っており、特にお客様の多い時期の休日には、ごみの回収頻度・回数を増やすなど、対応を行っております。 ごみの持ち帰りについては、来園者にご理解ご協力いただけるよう呼びかけてまいります。</p>	
<p>天王寺動物園について 昨年4月に食堂や売店など今まで長年園内でされてた業者が変わりましたが、入札形式で決まったと記憶していますが安かろう悪かろうでは何もならないと思います。以前の食堂はおいしくて安かったのに、現在は私は知り合いから聞いたこともあって一度も利用はしてませんが、でも高くて味が落ちたとのこと。安い入札業者を入れてもおいしくなくて高ければ二度入る人はいません。それに以前は食堂が2件でしたが今は1件です。入札額だけでなくきちんと金額や味も視野に入れてから業者を決めてもらいたいです。 もし良くないとなれば天王寺動物園の近くには新世界がありますから、天王寺動物園のチケットを見せたら割引がある、反対に新世界で食べた人が動物園に入るのにも割引するなど動物園と新世界一体で協力しあうのもいいのではないのでしょうか。そしたらもっとあの辺りも活性化するかもしないと思うのですが…。</p>	<p>動物園内の食堂・売店等については、公募(応募者による価格提案審査)により運営事業者を決定する方法を採用しております。販売物品等については、条件に定めておりますが、次回公募時には、その他の要素を条件として盛り込むことについて、検討してまいります。 なお、園内の食堂につきましては、現在も園内中央と、南園の2ヶ所にございます。 また、周辺施設との連携策として、動物園入園券の裏面に広告掲載している飲食店舗において、割引特典がございます。 さらに、7・8月の2ヶ月間限定ですが、あべの・天王寺界限の集客施設、百貨店、飲食店(19施設・店舗)の会員カードやレシート等の呈示により、動物園入園料を割引引く試みも行っております。 今後とも、動物園周辺施設との効果的な連携・協力について、検討してまいります。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>天王寺動物園では日々動物のガイドをされてます。ただ個体識別の看板があるところとないところがあるので、入園者の人が名前を覚えたり、高齢と分からずに心ない言葉を発してる人もいますので、生年月日なども書いた看板を出来るだけ分かりやすく書いてあるといいのではないのでしょうか。</p> <p>予算削減とかで動物園もそういう物を作るだけでも金銭面も厳しいかと思いますが、絶滅危惧種が多い動物園では命を守るにはお金が絶対にかかります。というよりも絶対に守らなければならない命なのでかけるべきです。ペット動物でも動物病院に連れていけば多額の治療費がかかります。でもそれでも飼い主さんは家族である子の命が助かるなら高額でも支払います。</p> <p>もし予算がどうしても足りないならば例えば今やっているサポーターだけではなく、入園者の人にそれぞれ好きな動物のサポーターになってもらう方法もいいと思います。ただ人気動物に偏る可能性があるのも、収入は動物全般の餌代や治療する為の薬や機材にあてること以外には使わないことを前提にきちんとサポーターになってくれる人に伝えるといいのではと思います。やはり動物が好きでサポーターになろうと思う人は動物関係以外の他の用途でその費用を使ってほしくないはずなので。それにサポーターになろうという人は見返りを期待しないと私は思います。</p>	<p>各獣舎においては、学名札に加え、個体識別が可能な動物(名前・愛称が付いているもの)については、展示している動物の特性、また個々の動物の出生地や名前などの表示を行っております。</p> <p>現在、表示を行っていない獣舎についても、来園者のみなさまに、さらに親しみをもっていただけるよう、掲示の充実について、可能な場所から取組を進めてまいります。</p>	
<p>私は天王寺動物園が好きでよく行きます。</p> <p>これは天王寺動物園さん側への意見・提案ではないですが、園内を路面電車が走り車内から動物が観れるとの報道がありますが、車内から観て何になりますか？園内で動物の大きさ、声、ニオイ等を体感してこそ動物を知ることが出来ます。</p> <p>それに電車自体の騒音振動は少なくとも工事の騒音等でどれほどの動物達がストレスになり、命の危険も大きいです。人間でも不規則な騒音や振動が続くと地震と同様体調を崩します。</p> <p>お金や集客も大事ですがまずは動物達の命が優先であり、健康に過ごす環境でなければ動物は減ります。そうなると観たい動物がいない動物園になります。現場の職員さんが一生懸命動物の世話や治療をされてもストレスは薬ではなかなか治せません。一度消えた命は帰ってこないことを一番に考えて下さい。</p> <p>4月から大阪市外の子供達は有料になり、それは動物達の為の資金にもなるのでいいことだと思いましたが「市税を払ってない市民以外の子供の面倒を見る必要はない」との市長の発言はすごく反感を買ってます。それに市の子供に無料パスポートを配ってることが無駄使いです。それなら市の子供も有料にし、その収入で動物達を買い入れたり、輸送資金に出来て動物が増えることを大きくアピールする方がよかったですのでは？市長は集客やお金の話しかもしれませんが、なぜもっと誰もが動物園に行ってみたと思える明るい発言をしないのでしょうか。動物の命の大切さや「赤ちゃん誕生」「新しい動物がやってきた」こと等を市長がアピールしたら自然とニュースになり集客も増えるのではないですか？それなのに全く動物達について触れたこともなく、悪い面ばかり発言するからイメージダウンになってしまうんだと思います。あと年末年始の休みについても私は休園するべきだと思ってます。</p> <p>私の大好きな天王寺動物園を侮辱されたくないで今回こういう機会があったので書かせて頂きました。</p>	<p>「動物の赤ちゃん誕生」「新しい動物がやってきた」などのタイムリーな情報は、積極的に報道機関に情報提供を行うとともに、ホームページ(スタッフブログ)等でもきめ細やかな発信に今後とも引き続き取り組んでまいります。</p> <p>天王寺～なんば間を結ぶ路面電車構想については、府市統合本部(本部長:大阪府知事、副本部長:大阪市長)の下で検討し、2050年の大阪の将来像を示した「グランドデザイン・大阪」(平成24年6月公表)において、「なんば～あべの一体化」の取り組みとして例示されているものです。</p> <p>同構想については、現在のところ、導入空間や事業主体等が決まっていない状況と聞いており、今後、具体的な計画が示されていく段階で、動物飼育上の問題など、園としても協議・検討が必要になると考えております。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>大阪市役所南側の広場に、大量に設置されているプランターや通行止めのついたて？が邪魔です。通行しづらく、大いに美観を損ねていて、税金の無駄遣いで、とても腹が立ちます。配置されている警備員も無駄です。市民が何をしようというのですか、過大な警備は、市民を信用していないということですから、市民に対する侮辱でもあると思います。そんな指示しか出来ない、もしくはそんな対応を許す市長は何て無能なんだろうと思います。(市長の暴挙を止められない貴方達も無能ということではないですか?)とにかく直ちに撤去してください!!(怒)</p>	<p>・「ついたて」については、現在、建設局では同プロムナード上に、「ついたて」に類するものは設置していません。          ・「警備員」については、現在、建設局では同プロムナード上に警備員は配置していません。          ・「プランター」について。本庁南横プロムナード上のプランターについては、道路の美観・景観向上の一環として設置したものであり、撤去の予定はありません。</p>	
<p>消防署の予防担当も交代で土曜日に出勤し、届出等を受付するようになったほうが市民サービスとしては良いと考える。</p>	<p>現在、消防署では、土日祝日等における届出書類については、現に勤務している職員がお預かりして、必要に応じて後日予防担当から連絡するなど柔軟に対応することで市民サービスの向上を図っています。</p>	
<p>地下鉄の職員の態度が悪いです。サービス業ではありえないです。</p>	<p>常日頃から駅職員に対し、研修等を通して、執務にあたっては鉄道事業従事者として安全輸送の確保に努めるとともに、交通事業はお客さまへサービスを提供する事業であるとの認識の下、親切で心のこもった対応を心がけるよう、指導・教育に努めているところでありますが、今後ともあらゆる機会をとらえ、全駅職員に対しまして、お客さまに不快感を与えるような接客態度がないように指導・教育を徹底し、お客さまに安全かつ快適にご利用いただけるよう、安全面及びサービス面の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしく願いいたします。</p>	
<p>大阪市平野区 出戸バスターミナルの風よけの空間について          以前 風除けのための ボックスがあり椅子もありました。          今は 撤去され自動販売機があるそうです。          一時間に一本しかない 乗換の接続の悪い市バス乗車しているのは 高齢者や障害者 女性 通学の小学生です。          寒い冬吹きさらしでは 寒く辛いと言われている高齢者が沢山いたそうです。          夜一時間もあの空間で乗換バスを待つことの苦痛を少しでも考えてくだされば幸いです。</p>	<p>大阪市平野区 出戸バスターミナルの風よけの空間について          出戸バスターミナルは、現在、地下鉄出戸駅と出戸バスターミナル連絡用のエレベーター工事を行っており、バス待ちスペースを一時撤去しておりますが、工事完了時には、待ちスペースを再設置し、両側に風よけスクリーンを設けて椅子も設置する予定です。</p>	
<p>配水管布設工事など、経年管路更新は市民にとっても有意義であるとの意識で業務を行っているが、苦情などが多発しているのが現状であるので、大阪市の事業についての理解を深めるためにも、CMやホームページなどをより活用しても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>計画的な水道管の経年更新及び耐震化については、より多くの市民の方に事業の内容について理解を深めていただけるよう、水道局のホームページや「わたしたちの水道」などの情報誌を利用し、PRに取り組んでいるところです。今後とも、より効果的なPRが行えるよう、表現や内容の工夫に努めてまいります。</p>	
<p>大阪市立クラフトパークについて          場所が不便な上 講師のレベルが低く尚且つ講座の金額が高い。          芸術家などが きちんと使う場合の施設使用を認めて欲しい。          人が居ないあの空間は 講師のレベルが低いのとバスの本数が少なすぎる。</p>	<p>・本施設では講座等で使用しない時間帯にさらに工房を利用していただける貸工房を実施しており、本施設受講経験者の使用に供し、創作意欲の向上、自学自習を推進しております。          ・本施設へのアクセスについては、従来の市バス停留所に加え、新たに平成24年4月より近鉄バス停留所が開設され、利用者の利便性の向上に寄与したところである。今後とも公共交通機関に働きかけ、利用者の利便性向上を図ってまいります。          ・本施設の利用料金については、現在、他都市類似施設の利用料金を調査し、市民利用施設における受益と負担の適正化の観点から、料金の見直しに向けて検討を進めているところです。          ・本施設の講師については、一定の募集基準を設け、面接及び試験を経て採用しており、工芸技術者の質の確保に努めております。</p>	<p>クラフトパーク条例、クラフトパーク条例施行規則</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>大阪市が都構想を実現したいなら、「現在東京都ではどのような住民サービスが行われているのか」をつぶさに調査すべきです。単に図体だけが大きくなって合理化出来ても「都」にはなれません。調査範囲は東京都全区です。例えば窓口の空いている時間 三十数年前下宿していた東京都北区の出張所では確か平日夜間8時頃まで空いていたのに驚きました。東京都に住んでいると税金を払っている実感がわきます。娘が大阪市西区に引っ越しましたが平日5時頃までしか空いていません。住民票を変更するには会社を休まざるを得ません。365日空けても当然ではないでしょうか。公務員は究極のサービス業と考えますが、残念ながら一部の職員さんに市民奉仕の意識が欠如している方がいるようです。土曜日、日曜日を閉庁する理由をあれこれ考えるより、自分たちで出来ないなら、外部委託すればよろしいかと提案致します。市営地下鉄、デパート、スーパー、コンビニ、製鉄所、化学コンビナート等、年中無休の産業は他にもたくさんあります。言い訳を考える時代は、過ぎ去りました。取りあえず東京都を見倣うことから初めて下さい。</p>	<p>大阪市では、市民の皆さんがより利用しやすい窓口サービスをめざして、全区役所(出張所を除く)において、ニーズの多い住民異動届の受付などの業務について、祝日を除く毎週金曜日19時まで窓口の時間延長と、毎月第4日曜日の開庁を行っております。</p> <p>特にニーズの多い住民票の写しなどの証明書の発行については、市内3カ所に設置するサービスカウンターで土日祝日も含め19時までご利用いただけます。(年末年始、機器点検等による年数回の臨時休業日を除く)</p> <p>また、現在、コンビニエンスストアにおいて、住民票の写し等の証明書を取得できるサービスの導入に向けて、システム開発に着手しており、平成27年1月より導入を予定しております。</p> <p>夜間や休日に行うサービスについては、費用対効果を勘案しながら、引き続き検討していきます。</p>	<p>「区役所の執務時間」告示第466号・告示第927号 「大阪市サービスカウンター設置要綱」</p>
<p>これは誰もが感じている事ですが今の時代、土日祝は休み！ 昼休憩は一斉に取る！なんてのは役所だけです。サービス業は何処でも土日祝は当然の如く営業しますし、お昼休憩は交代で行きますよ。</p> <p>それから先日、用があり市役所へ行ったら大変混んでおり、かなりの時間順番待ちしていましたが数名の所員が暇を持って余している様子で、1人は欠伸をしながら窓口で忙しくお客様対応している所員をジッと見ているだけで手伝いに来ようとしなくて、他の所員達は談笑しながら窓口の方をチラチラ見るだけと大変腹立たしいものでした。順番待ちしていた人達が皆なんで手伝いに来ないんだ？こんなに沢山待ってる人が居るのにと口々に怒りを吐き出していました。一般企業では有り得ない光景です。無駄に所員多いんだからもっと窓口対応の人間を増やして下さい。但し窓口対応に特別手当なんてのを作って給料UPってのは許しません。</p> <p>それと所員が座ってお客様が立っての対応というのは如何なものかと思えます。お年配の方も多く来られる窓口なのでお客様も座った方がゆっくり丁寧な対応が出来るのではないかと思います。</p>	<p>(前半のみ回答)</p> <p>大阪市では、市民の皆さんがより利用しやすい窓口サービスをめざして、全区役所(出張所を除く)において、ニーズの多い住民異動届の受付などの業務について、祝日を除く毎週金曜日19時まで窓口の時間延長と、毎月第4日曜日の開庁を行っております。</p> <p>特にニーズの多い住民票の写しなどの証明書の発行については、市内3カ所に設置するサービスカウンターで土日祝日も含め19時までご利用いただけます。(年末年始、機器点検等による年数回の臨時休業日を除く)</p> <p>また、現在、コンビニエンスストアにおいて、住民票の写し等の証明書を取得できるサービスの導入に向けて、システム開発に着手しており、平成27年1月より導入を予定しております。</p> <p>夜間や休日に行うサービスについては、費用対効果を勘案しながら、引き続き検討していきます。</p> <p>なお、区役所の窓口業務や市役所の証明書発行コーナーなどは、休憩時間を交代で取得し業務を行っておりますので、昼休み時間帯についてもご利用いただけます。</p>	<p>「区役所の執務時間」告示第466号・告示第927号 「大阪市サービスカウンター設置要綱」</p>
<p>一昨年7月まで、大阪市住吉区の府営住宅に住んでましたが、父が亡くなったのにその名義が継承できないのはおかしいです。なぜ、単身者の給与所得者が継承できないのかおかしいです。</p> <p>あと、サービス業である以上は役所も週末及び祝日はオープンにすべきです。</p>	<p>(後半のみ回答)</p> <p>大阪市では、市民の皆さんがより利用しやすい窓口サービスをめざして、全区役所(出張所を除く)において、ニーズの多い住民異動届の受付などの業務について、祝日を除く毎週金曜日19時まで窓口の時間延長と、毎月第4日曜日の開庁を行っております。</p> <p>特にニーズの多い住民票の写しなどの証明書の発行については、市内3カ所に設置するサービスカウンターで土日祝日も含め19時までご利用いただけます。(年末年始、機器点検等による年数回の臨時休業日を除く)</p> <p>また、現在、コンビニエンスストアにおいて、住民票の写し等の証明書を取得できるサービスの導入に向けて、システム開発に着手しており、平成27年1月より導入を予定しております。</p> <p>夜間や休日に行うサービスについては、費用対効果を勘案しながら、引き続き検討</p>	<p>「区役所の執務時間」告示第466号・告示第927号 「大阪市サービスカウンター設置要綱」</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>国民番号制に合わせたサービス。 コンビニ等を活用した、住民票等発行サービス。</p>	<p>(後半のみ回答) 住民票の写し等証明書発行サービスについては、本市の財政状況や費用対効果を勘案しながら検討し、区民サービスの向上と効率的な業務運営に効果が見込まれるものについては取り組んでいくことを基本的な考え方としております。 上記の基本的な考え方のもと、本市では、平成27年1月より、コンビニ交付サービスを導入することとして、所要の例規整備やシステム開発などの準備を進めております。</p>	
<p>家庭から搬出されるごみの工場への持ち込みについて、1日1回までとしている。また、可燃と不燃のごみも別の日に持ち込みとしており、混載して持ち込みは不可となっている。下記参照</p> <p><a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000007841.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000007841.html</a></p> <p>そのため、家庭ごみの持ち込みで、多量のごみ(引っ越しごみなど)や、可燃と不燃を捨てたい場合は、わざわざ2日に分けてこないといけない。</p> <p>一回の計量で一度に捨てると、可燃と不燃のごみの搬入量がわからなくなためそうしていると聞いたが、可燃と不燃で2回ずつ計量すれば、持ち込む方に2回も時間を割いて工場に来てもらうことはない。</p> <p>市民感覚からすれば、なぜ同じ日に同じ場所に捨てられないのか納得する理由も説明できないし、搬入を効率的にしてもらいために、設備のトラブルや搬入台数が多い時期以外は、回数の制限は無くすべきである。</p>	<p>・ごみの処理施設への持ち込みが1日に1回の制限を設けていることについては、家庭系ごみと偽り不正にごみを持込むケースが少なくなく、搬入回数に制限を設け不適正搬入を防いでいる。ご指摘のとおり、引っ越し等で発生する多量のごみについては、その制限によりご不便をおかけしているが、家庭から排出されるごみについては、例えば事前予約において、引っ越しごみであることを十分に確認したうえで柔軟に対応するなど市民ニーズへの対応の向上に取り組む。</p> <p>・また、粗大ごみの可燃・不燃の同時受入れについては、搬入者に危険が伴うこと、搬入車両の輻輳を招くことなどの問題がある。今後、安全を確保しながらスムーズな受入れが可能かどうか、その運用について検討し取り組む。</p> <p>・また、現在環境局では経営形態の変更に向け検討を進めており、ご指摘を踏まえ、市民ニーズに応えられるよう検討していきたい。</p>	<p>・ホームページ</p> <p>・廃棄物自己搬入事務取扱要項</p>
<p>天王寺動物園で 市民感謝デーのように市民が還元を受けれるような日を設定して欲しい</p>	<p>市民感謝デーのような日は設定しておりませんが、OSAKA PiTaPaやエンジョイエコカードの呈示による割引、大阪ぐるりんパスや大阪周遊パスといった企画観光券への組込、さらに、ゆかた割引やおでかけキャンペーンといった期間限定の割引・特典などを提供することで、動物園への来園を促しているところです。</p> <p>また、年に1度、動物園サポーターを対象とした「サポーターズデー」を開催し、バックヤードツアーや動物ガイドなどを行っております。</p> <p>なお、天王寺動物園は平成27年に100周年を迎えることから、いただいたご意見を今後のさまざまなイベント等の企画の参考にさせていただきます。</p>	
<p>関東から引越してきたものです。 大阪市内の地下鉄にエレベーターが少ないのが問題だと思います。 以前、地下鉄御堂筋線のなんば駅でベビーカーを押しながらエレベーターを探していましたがなかなか見つからないので駅員に尋ねたところ「ここからだ一旦階段で上がるしかありません。階段で行ったらどうですか？ベビーカーを担いで他の方も階段上ってますよ。」と当然のように言われました。 正直びっくりしました。当然のように言われました。 関東ではもう少し配慮した言い方もしますし手伝ってくれたりします。 地域性の言い方もかもしれませんが施設自体もエレベーターが少ないと感じました。 そしてこんなに都会なのに子育てに優しい環境ではないのでその辺を改善して頂けると助かります。 宜しくお願いいたします。</p>	<p>エレベーターの整備にあたりましては、特に既設駅では駅施設の配置や構造上の制約があることに加え、地上の設置スペースとして公共用地を確保する必要があることなど、その設置位置は限られることとなります。</p> <p>このような課題がある中で、当局におきましては、可能な限り積極的に施設の改善を進めてきた結果、平成22年度末には地下鉄・ニュートラム全駅(133駅)で、エレベーターによるホームから地上まで移動が可能となるバリアフリールートが完成いたしました。</p> <p>さらに現在は、他社線・バスターミナルとの乗換え経路や、既存のエレベーター利用が長い距離を移動したり幹線道路を横断するなど大変不便な状況にあり、利便性向上の必要性が高い駅においても新たなエレベーター設置に取り組んでまいります。</p>	<p>公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>新しく大阪市が綺麗になったのは良いのですが、私は、障害者で車イスに乗っているのですが、エレベーターのかずが少なく私の場合は梅田駅に行くのですが、とても不便になりました。工事するところで、その点も配慮して考えてほしかったです。車イスとかベビーカーを運転するものにとってはとても不便です。エレベーターに乗ろうとしても、健常者が乗って乗れない状態ですし、途中で乗ったり降りたりできない状態です。エレベーターのかずはこれ以上増えないのでしょうか？また、障害者やベビーカー専用の前に誰か立って健常者が乗らないように監視しておくとか、障害者にも優しい町作りをお願いします。</p>	<p>エレベーターの整備にあたりましては、特に既設駅では駅施設の配置や構造上の制約があることに加え、地上の設置スペースとして公共用地を確保する必要があることなど、その設置位置は限られることとなります。</p> <p>このような課題がある中で、当局におきましては、可能な限り積極的に施設の改善を進めてきた結果、平成22年度末には地下鉄・ニュートラム全駅(133駅)で、エレベーターによるホームから地上まで移動が可能となるバリアフリールートが完成いたしました。</p> <p>さらに現在は、他社線・バスターミナルとの乗換え経路や、既存のエレベーター利用が長い距離を移動したり幹線道路を横断するなど大変不便な状況にあり、利便性向上の必要性が高い駅においても新たなエレベーター設置に取り組んでまいります。</p>	<p>公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン</p>
<p>コスモスクエア駅が照明や建具、いたる所で錆の発生があり、とても殺風景である。国際都市を目指す駅なのでもう少し修繕する努力が必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、コスモスクエア駅の地上部において錆等の発生を確認しております。</p> <p>コスモスクエア駅は交通局及び港湾局が管理しておりますので、今後両局において協議のうえ、整備に努めてまいります。</p>	
<p>地域の図書館を利用しましたが非常に空いていてもったいないと思いました。wifiなどを導入しフリースペース兼図書館、などにすればより人が集まるように思っています。</p> <p>静かですしパソコンひとつで仕事をされる方にはちょうど良いと思いますし、ネット～紙媒体と必要に応じて調べものができるのもよいと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館された時間帯によって「空いている」という印象をお持ちになったのだと思いますが、地域図書館は閲覧席数が少なく、座席数を増やすべきではという要望も寄せられているところではあります。</li> <li>・ネット環境については、全館に設置の利用者用検索端末「多機能OMLIS」で、インターネットを通じて、国立国会図書館や大阪府立図書館など他の図書館の所蔵検索ができるようにしているほか、行政情報のホームページをみることもできます。また、地域図書館のうち建替えた図書館では情報コンセントを設置した閲覧席も用意し、持参のパソコンで「多機能OMLIS」でご提供している同様のインターネット環境を提供しております。</li> <li>・「多機能OMLIS」では、このほか、インターネットを経由して新聞記事や法律・医学情報など最新情報が検索できる商用データベースや、電子書籍、CD-ROMの閲覧サービスを利用することもできます。</li> <li>・ご要望にある無線LANのアクセスポイント設置も含め、情報サービスの一層の拡充にむけて、検討を行います。</li> </ul>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>東淀川区役所の保健福祉担当(障害者担当)の窓口が2階にあります。これでは、市民サービス上問題があると思います。障害者にとっては、非常に不便です。エレベーターがあると言っても、点字ブロックや表示物がありません。金曜日の午後7時までの窓口サービスも1階と2階の窓口を往復しなければなりません。レイアウトの問題であると言ってしまえばそれまでですが、障害者問題に対する理解が不足していると思います。</p> <p>一方、1階に市民協働課がありますが、その必然性はどこにあるのでしょうか。以前は3階にあったはずですが。保健福祉・介護保険担当と地域福祉課を1階の市民協働課の位置に配置し、生活保護担当を保健福祉・介護保険担当と地域福祉課の位置に配置する。生活保護担当の位置に市民協働課を配置する。また、東淀川区役所周辺の点字ブロックや視覚障害者用信号機を新しいものに取り換えること。</p> <p>今、東淀川区役所は耐震工事中ですから各担当の位置替えも合わせて行えば良いと思います。この件は、昨年5月にも問題提起しているはずですが。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東淀川区役所は、現在、1階に窓口サービス課と市民協働課、総務課の一部、2階に保健福祉課、3階に総務課が配置されております。</li> <li>・以前は、1階に保健福祉課(生活支援を除く:高齢障がい、児童母子、介護の担当と保健(旧保健所))が配置されていたが、全てにおいてスペースが狭く、高齢者や障がいのある方も立って順番を待たれることが多い状況でした。よって、市民サービスの向上の観点から、さらに広いスペースが提供できる、2階の税務課が移転した後のスペースに保健福祉課(生活支援を除く)を配置することとしました。</li> <li>・東淀川区役所としては、高齢者や障がいのある方に2階に上がっていただくかなければならないことについては、ご不便をおかけしていると認識しております。</li> <li>・しかし、スペース的に、1階に保健福祉課(生活支援除く)を配置することは、上記の理由から非常に困難です。</li> <li>・さらに、東淀川区役所では、より区民にやさしい区役所をめざして、来年度から、保健福祉課の総合窓口案内を民間委託により実施することにより、保健福祉課に来られる区民の方(どの窓口で受付するのかわからない方も含めて)の受付を一元的に行う総合窓口案内を実施する予定です。</li> <li>・したがって、意見にありますように、保健福祉課を1階に配置するならば、どうしても課を1階と2階に分割せざるを得ず、市民サービスの低下になると考えております。</li> <li>・2階に保健福祉課を配置している現状を維持しながら、より市民サービスが向上するよう取り組んでいきたいと考えております。</li> <li>・庁舎内点字ブロックは、設置が必要な窓口を限定することが難しいため、当区においては、視覚障がいの方は、窓口案内員や職員が案内することとしております。</li> <li>・また、庁舎内入口には庁舎案内の点字表示を設置しております。</li> <li>・表示物については、今後とも区民の意見を聞きながら、よりわかりやすい庁内案内をめざして改善していきたいと考えております。</li> </ul>	
<p>大阪城公園の西の丸庭園で、2013年6月1日(土)に開催される「フリースタイルモトクロス大会」について、スポンサー企業であるレッドブル社のCMを見ましたが、あまりの凄まじいバイクの勢いに子どもは震えて驚いていました。</p> <p>大阪城には、完全なミスマッチなイベントなので、中止が望ましいですが、少なくとも次回の開催は、舞洲か、関西国際空港か、場所をもっと吟味して検討してください。</p>	<p>今回のフリースタイル・モトクロスの世界大会は、大阪の都市魅力を世界に向けて発信し多くの観光客に関心を持っていただくために、実施いたしました。大会は全世界で報道され、これまで大阪を知らなかった方にも知っていただく機会になったと考えております。</p> <p>次回大会についても、主催者である民間事業者から大阪のランドマークである大阪城公園で開催したいという意向があったことから、使用を認め許可されているところです。</p>	
<p>4月よりみおつくしネットからオーパスシステムに移行されていますが私たちは5-6名で扇町の卓球台を月1回程度利用していますが卓球するのに身分証明書や口座振込み証明など非常に面倒な手続きが必要になっていますが体育館を借りるわけではないのでもっと簡単に利用出来る様にできないでしょうか???</p>	<p>オーパスシステムはみおつくしスポーツネットと同様に、施設予約にあたって利用者の利便性、公平性を確保するために導入しているシステムであり、扇町プールの卓球台についてもその主旨でシステム導入しております。オーパスシステムに登録するには、みおつくしスポーツネットと同様に利用料金の口座振替を前提とするため、金融機関の承認を必要とし、また、市内在住在勤・在学の方のみの登録となるため、本人確認の身分証明書が必要となっております。利用者の方にはお手数をおかけしますが、いずれも必要な手続きであるため、ご理解をお願いいたします。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>・督促手数料について、保険料などの督促手数料は20円と手数料条例で定められているが、この額は30年以上変更されていない。就職当時教えられたのが当時の督促状のはがき代20円相当であるから(真意は定かではないが)であった。理屈にあっていると納得したものだが、未だに変わっていないのが不思議であると思っている。収入の増にも繋がるし早期納付にも効果があると考えている。</p>	<p>【結論】 必要ない。</p> <p>【理由】 地方自治法第231条の3第1項の歳入に係る督促手数料については同条第2項の規定に基づき条例で定めるところにより徴収することができることとなっており、同条例の1つとして本市では「税外歳入に係る督促手数料、延滞金及び過料に関する条例」(以下「税外歳入条例」という。)を定めておりましたが、平成25年5月市会において税外歳入条例を改正し、平成26年1月1日から督促手数料を廃止しております(※)。その主な理由は次のとおりです。</p> <p>① 市税との均衡を図る観点から 地方自治法第231条の3第1項の歳入(いわゆる税外歳入)に係る督促手数料の額については地方税のものと同額にするのが適当であると解されているところ、本市市税の督促手数料は昭和58年4月1日をもって大阪州市税条例において廃止されていることから、税外歳入条例の督促手数料も市税に合わせて廃止することとしました。</p> <p>② 規制条例の見直しの観点から ・税外歳入条例の督促手数料については、昭和40年4月以降見直しがなされておられません。 ・税外歳入の督促手数料は市民に支払義務を課す性質であるものであるところ、そのような義務を課すような条項を含む条例については、そのような義務を課すことに関する合理性・必要性が常に社会経済情勢に適合しているかどうかを点検する必要があります。 ・現在の20円という額に合理性はなく、既に実費弁償的な性格が失われていること」及び「他の全ての政令指定都市及び大阪府において督促手数料を徴収していないこと」を考えると、督促手数料を課すこと自体が現在の社会経済情勢に適合しているとはいえないことから、市民にそのような義務を課すことは適当でないと判断し、税外歳入条例の督促手数料を廃止することとしました。</p> <p>※ 改正後の条例名は、「税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例」となります。</p>	<p>地方自治法第231条の3第2項、 税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例</p>
<p>子供の大学費用を、信用がない為、金融公庫などからは、借りれず社会福祉協議会で貸して頂こうと思い、手続きを進めました。全ての資料を揃え、最後の手続きとして、地域の民生員の方に、我が家の経済状況を見て貰う、という事に。なぜ、民生員の方に見せないと、知らせないといけないのか疑問に思いました。その地域の民生員さんを、信頼できないのでよけいに、抵抗があり、手続きを辞めました。民生員さんに知らせる意味があまりわかりません。</p>	<p>大阪市では、「民生委員法」に基づいて民生委員の委嘱手続や指導を行っており、生活福祉資金については、厚生労働省通知により、大阪府社会福祉協議会(以下「社協」)が実施主体となって貸付をおこなっているので、生活福祉資金に関して、大阪市には裁量の余地がありません。 また、「生活福祉資金貸付制度要綱」第16では『民生委員は民生委員法第14条の職務内容に関する規定に基づき、社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営についても積極的に協力するものとし、具体的には、(1)社協、福祉事務所等関係機関と連携した本制度の広報・周知活動(2)本制度の利用に関する情報提供、助言(3)社協の要請に基づく、借入申込者及び借受人の属する世帯の調査及び生活実態の把握(4)借受人の自立更生に関する生活全般にわたる相談支援等であり、借受人及び借入申込者の生活自立が図られるよう、民生委員の相談支援を通じたきめ細やかな対応が期待される』とされております。</p>	<p>「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)</p> <p>「生活福祉資金(福祉資金及び教育支援資金)貸付制度の運営について」(平成21年7月28日付社援発0728第13号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>「民生委員法」</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>どの役所にしても 担当部署とたらいまわしにされます。 高齢者・障害者には まず役所に足運ぶだけで いっぱいいっぱいなのです。 OB・OGさん障害者の雇用などで そういった方に付添してあげる様なシステムの構築できないでしょうか？</p>	<p>市民の方からのお問い合わせについては、総合コールセンターや各区窓口案内員をご利用いただいたり、各所属職員が適切に案内・回答することで対応すべきかと考えますので、障がいのある方を雇用し、付添をするようなシステムを新たに構築することは困難です。</p>	
<p>知的障害の息子が居ます。特別児童手当をもらってるのですが、毎年申請の為に福祉事務所に行かなくてはいけません。しかも、申請した数ヶ月後に支給決定でしょうか？なにかを福祉事務所に持って行かないといけません。知的障害は基本治りません。数年毎に障害判定は受けるのですから、毎年申請に二度も福祉事務所に行かないといけな理由がわかりません。私は区役所も近くて時間もある程度自由になるのでどうにかありますが、働いているお母さんはこの為に仕事を半休取るようです。市が窓口になって府に申請するとか、住民にはどうでも良い事で役所に呼びつけないで欲しいです。</p>	<p>特別児童扶養手当の受給者の方に対しましては、毎年8～9月に所得状況届をご提出いただき、また所得状況届審査後に、その際に添付いただいた手当証書をお返すために来庁いただいております。 所得状況届をご提出いただく際に、生計維持関係や対象児童の監護状況を聞き取ることで、受給資格に変更がないかを確認する必要がありますので、来庁いただいております。 また、手当証書の返還につきましても、確実に養育者の方にお返すため、来庁いただき手渡しによりお返しさせていただいているところです。 いずれにいたしましても、必要な手続きですので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>
<p>生活保護受給者は彼氏を作って、定期的に会ったりしても何も咎められないのに、母子家庭の母親が元夫から養育費を貰うために定期的に会ったりしたら受給停止なのが納得いきません。</p>	<p>生活保護受給中の母子家庭の母親が、子の父親から養育費を受け取るために面会等の機会を定期的に設ける事のみを持って直ちに保護の停・廃止が行われるものではありません。 生活保護法では、第4条第2項において扶養義務者による扶養は保護に優先して行われるものと定められています。 子どもには養育費の支払(扶養)を受ける権利があり、生活保護受給中の母子家庭の子が養育費を受け取ることは当然の事ですが、現実には監護者である母が養育費を受け取っている場合が多くなっています。 生活保護受給中の世帯が他人からの援助を受けている場合(母子家庭の母が子の父からの養育費を受け取る等)は収入として認定され、また、その者と生計が同一と認められる場合には「世帯」として保護の要否判定を行う必要があります、場合によっては保護の廃止を行うこともあります。</p>	<p>生活保護法 生活保護法による保護の実施要領について</p>
<p>飲食店を経営しておりますが、手続きする場所が以前は区役所でできたので便利だったのですが、今はなぜかわざわざ車で何十分もかかる保健所まで行かないとできなくなっています。とても不便です。改善をおねがいします。</p>	<p>本市では、健康危機管理体制を充実・強化し、効果・効率的な監視体制を確立するため、環境・食品衛生業務につきましては、5か所の保健所生活衛生監視事務所に集約し、専門性の向上と事務の効率化を図っております。</p>	
<p>乳児の体重測定と身長測定を、毎月の誕生日(うちの子は15日なので毎月15日)に保健センターで記録もかねて行って行っていました。そこで担当して下さった方に「体重計なら授乳室にもありますから」と、各自で勝手に計測して欲しいようなニュアンスの事をいわれました。 ベビー用の体重計や身長計を持っている家庭は稀です。わざわざ区役所に計りに行くのなら、自分で計るよりも保健婦さんに子どもの状態を見てもらって、色んなアドバイスや悩みを聞いてもらい、かつ母子手帳だけでなく、市で管理している自分の子供の台帳にも成長の過程を記録してもらいたいと思うのが親心ではないでしょうか。あの言葉には驚きました。今回は2番目の子でしたが、1番目の子のときも同じことをしていましたが、快く対応して下さっていただけに衝撃的でした。</p>	<p>児童手当にかかる認定の請求については、児童手当法施行規則第1条の4において、様式第2号による請求書を市町村長に提出するよう定められています。本市ではこの規定により、児童手当の認定に必要な項目や手当の振込先口座記入欄などを記載した認定請求書を作成しております。 申請者氏名・こども氏名・住所などの基本項目は、こども医療費助成の申請書と同じですが、児童手当の認定及び支給に必要な項目は異なりますので、同一様式は困難です。</p>	<p>児童手当法施行規則第1条の4 (様式第2号)</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>出生届を出す時に、福祉窓口で児童手当と乳幼児医療証の申請書をそれぞれ書かないといけません。書式自体はほとんど同じなものですから、カーボンなどで複写出来るようにして欲しいです。</p> <p>出生届、国保への追加、など住所・親の氏名・生まれた子供の氏名、同じ項目を一日に4枚も5枚も書く事に合理性を感じません。住民目線で申請用紙と申請方法を再考いただけますようお願いいたします。</p> <p>今年10月にまた出生届を出しに行く予定です。</p>	<p>こども医療費助成では、保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成することから、加入医療保険の状況を記入いただく必要があります。</p> <p>また、対象となるこどもの父または母等のどちらか所得の高い方が保護者となることから、児童手当の請求者と異なる場合があります。</p> <p>ただし、申請者が同一である場合に生年月日・続柄・住所など重複するものについて先に記入いただいた請求書等の写しを添付することで記入を省略することは可能と考えます。</p> <p>なお、資格の認定及び医療証更新に必要な公簿閲覧の同意書欄については記名押印または署名いただく必要があります。</p> <p>出生届に関しましては、児童手当その他の諸手続きの申請用紙と比べますと記入事項が異なるため、様式が異なる部分が少ないありません。</p> <p>改善のためには出生届の様式の変更が必要となりますが、出生届の様式は法令により定められているため、法令が改正されない限り、すぐに様式を変更することは困難です。</p>	<p>大阪市こども医療費助成規則 大阪市個人情報保護条例</p> <p>戸籍法第49条 戸籍法施行規則第59条</p>
<p>認定長期優良住宅の固定資産税減額申請の受付を建築担当でも行ってほしい</p> <p>現状 認定長期優良住宅を新築した場合、地方税法により市税事務所へ固定資産税の減免を受けるために申請が必要。なお、その申請には建築部門の市長公印のある通知書の写しを添付する義務がある。</p> <p>また、減額の申告期限は建築した翌年の1月31日までであり、12月末に新築した家屋を税の担当が1月31日までに所有者を捕捉できないこともあり、減額申請を申告期限までに所有者に案内することができないこともある。</p> <p>提案 建築担当で認定長期優良住宅にかかる固定資産税減額申請を受付しはどうか？</p> <p>理由 申請漏れ、期限超過による固定資産税の減額不適用を防ぐ為。登記日や家屋番号、床面積等、厳密には建築時には確定できない部分もあるが、その部分は税の担当で後日確認するか、実地調査時に所有者に追記してもらえれば問題ない考えます。</p>	<p>認定長期優良住宅の固定資産税の減額制度の適用を受けるには、地方税法により「認定長期優良住宅の所有者」が、「認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書(以下「申告書」という。)」等を市長あてに提出する必要があります。</p> <p>長期優良住宅の認定申請は当該住宅の建築着工前に行う必要があるのに対し、申告書は建物の竣工後に初めて提出できるものであることから、各手続きの時期が異なりワンストップサービスになりえないものです。</p>	<p>地方税法附則第15条の7</p> <p>平成21年6月4日付け通知「地方税法附則第15条の7第1項から第4項に規定する新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額について(一部改正)(通知)」</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p>
<p>大阪市西区に住み、中央区博労町で働く者です。</p> <p>3/1から自転車駐輪禁止区域になりました。</p> <p>禁止になり、本町駅前に作られた駐輪場にとめていっても、空いてません。</p> <p>自転車の量に対して、止められる場所が確保されていないのが、路駐の現状だと思います。</p> <p>大阪に住んで、どこでも自転車で行けるのに、環境によいはずなのに、止める場所がありません。</p> <p>一台ずつ止める駐輪場じゃなくて、沢山止められる駐輪場を作っていただけませんか。</p>	<p>本市では、駅周辺の放置自転車対策として、昭和48年より通勤や通学のために最寄りの駅を利用する自転車利用者を対象に駐輪場の整備を行っています。</p> <p>そのため、会社など特定施設への自転車利用に関しましては、あくまで駐車需要を発生させる施設側(会社等)で駐車スペースを確保することを基本と考えており、大量の駐車需要を生じさせる施設に対して、施設を新築や改築等する際に、駐輪場を設置させる条例(大阪市自転車駐車場の附置に関する条例)を平成22年4月1日より施行しているところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、地下鉄本町駅周辺につきましては、駅周辺の対策として、放置自転車の状況などを考慮し、駅からの距離や立地条件、整備効果の大きな箇所を選定し、適正な規模の駐輪場の確保に努めてまいりたいと考えており、現在周辺で行われている地下鉄工事の完成時には、歩道上に駐輪場の増設を行う予定です。</p> <p>また、ご意見にあります、沢山止められる駐輪場につきましては、階層式や地下式などが考えられますが、用地の確保が困難であることや、歩道上に設置する場合の費用と比べ初期投資が高額となることなど、予算に限りのある中で非常に難しい状況です。</p>	<p>・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律</p> <p>・大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例</p> <p>・大阪市自転車等の駐車場の適正化に関する条例施行規則</p> <p>・大阪市立有料自転車駐車場条例</p> <p>自転車駐車場の附置等に関する条例</p>

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>花博記念公園鶴見緑地は 万博公園のように有料にしてほしいです。有料で得た資金で、公園のトイレをきれいにしていただきたいです。また、犬の散歩ができる場所を 限定してほしいです。すべては、世界の博覧会が行われた場所をいつまでも美しく残していきたいからです。御検討のほどよろしく願いいたします。</p>	<p>ご指摘の鶴見緑地についてでございますが、公園は誰にでもご利用いただける場所でありますので、鶴見緑地につきましても、基本的に無料と考えています。公園トイレにつきましては、定期的な清掃の業務委託を行っております。ご利用いただく時間帯によっては良好な状態を保てていない場合もあるかと思いますが、できるだけ気持ちよくご利用いただけるよう維持管理レベルの保持に引き続き努めてまいります。</p> <p>また、犬の散歩ができる場所を限定してほしいとのことですが、1つの方法としてはドッグランの設置などが考えられますが、公園の環境面への影響だけでなく、様々な公園利用者のニーズへの対応、当該施設の円滑な管理運営等、課題も多いのが現状です。そのため、今後も市民の皆さまがお互いに気持ち良く利用できますよう、より一層のマナー啓発・指導に努めてまいります。</p>	
<p>大阪市消防局では、防火管理者・防災管理者(甲種・乙種)の手続きにおいて、現在は市民に来署してもらい、申込書を手書き、銀行等で受講料を振込み写真を貼付し、受講票としている。手書き申込書を各所属でPC入力している。また、各所属に人数が割当てられ、人数が増えるようであれば局に確認連絡し、人数を確保する。</p> <p>問題点(1)来署し、銀行で振込するという市民の負担が大きい。(2)事務処理に人員と時間がかかる。(3)漢字等の入力ミスがある。(4)割当て制度により、受講人数実績が少ない。</p> <p>これをネット申込みとすることで全て解決する。番号については、カード決裁した時点で番号をつける。本人確認は当日、免許等で行う。複写式用紙も不要となる。市民の負担が大幅減少。24時間受付可能。他人によるPC入力がなくなり漢字間違いがなくなる。割当て制度廃止により、より多くの受講者受け入れが可能となる。ネット環境にない市民にあっては来署後、消防署のパソコンで受付すればよい。</p> <p>より多くの市民が受講する環境になれば防火防災意識も高まり火災予防に大きく寄与する。</p>	<p>現在、防火・防災管理講習の受講者管理や修了証の発給に係る一連の事務については「消防情報システム」(イントラネット)で処理していますが、当該システムは、他の市民・事業者の秘匿性の高い情報も管理しているものであり、ネット接続には情報漏洩等のリスクがあることから、アンケート内容の全てに対応することはできません。</p> <p>しかしながら、一般的なネット申込に関しては、大阪市の「電子申請・オンラインアンケートシステム」を活用することができるため、当該講習の申込のみに関しては、市民の負担軽減や事務の効率化を前提としたうえで、活用に伴う効果・影響などを総合的に検討していきます。</p>	
<p>最近、鉄道のICカードが発達してきていますが、障害者と同伴しているときに、ICカードを使わず、わざわざ切符を係員のいる窓口へ買いに行ったり、またICカード専用出口(入り口)があり、気がついたら、もう一度改札で並び直したりと何かと手間です。</p> <p>「このようなICカードを作ってほしい」という何の規制があるかわかりませんが、実現してもらえません。</p> <p>障害者と同伴者がICカードを使えるような仕組み作りをしてほしいです。不正防止は必要ですが、時代の波に乗れないのは、何か不便だと思います。</p>	<p>乗車料金の福祉割引には、すべての鉄道事業者が対象となるお住まいの市町村に関係なく身体障がい者手帳や療育手帳をお持ちの方に対する割引制度と、大阪市営地下鉄・ニュートラム・バスが対象となる大阪市独自の福祉施策として市内居住者に対する割引制度があります。</p> <p>ICカードによる障がい者割引の適用につきましては、これら福祉割引制度全体への影響を考慮する必要があり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人の方と同乗していただく必要がある場合、地下鉄の改札機をご利用の際、介護人の方と同乗していることを自動的に判別し、適正なご利用かどうか判定できる仕組みを新たに構築する必要があること</li> <li>・他社と相互直通していることから、乗車料金の収受を適正かつ円滑に行える仕組みを他社局とともに構築する必要があること</li> <li>・さらに、上記の課題を解決するためには、システムや関連機器の改造等に膨大な費用が必要であること</li> </ul> <p>といった大きな課題があるため、実施しておりません。</p> <p>しかしながら、バリアフリーの観点から重要なものと考えており、引き続き、スルッとKANSAI等関係各所と研究を続けてまいりたいと考えています。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>水道管の一種の給水管の情報が、個人情報の保護の観点により、非公開となっています。水道料金を支払う方のお名前や、使用料や、支払い方法等の情報は個人情報とされても納得できるのですが、給水管の口径や材質までも個人情報になるため非公開であるとされることは納得できません。実際に工事業者が給水管があることを知らされなかったために破損してしまうケースがあいついでいます。ひとたび破損すれば現場は水浸し、作業は中断、家屋は断水、付近は濁水、修繕費用は莫大、という事態に陥ります。市民の生活を脅かし工事業者に心身と時と金に負担をかけてでも頑なに非公開とする水道局の態度に、私は個人情報保護を口実に役人自身の保身をはかっているのではないかと疑念をいただいています。</p>	<p>給水管を含む全ての給水装置は、個人の費用をもって設けられた個人財産であり、それに関する情報は公開することにより個人の権利利益を害する恐れがあるため、個人情報に該当します。そのため、本人(給水装置の使用者又は所有者)以外の方が情報提供を求められた場合には、大阪市情報公開条例第7条第1号に基づき、非公開としています。</p> <p>なお、本人以外の方が給水装置に関する情報の閲覧・概要説明を希望される場合には「水道管理図面閲覧・概要説明申込書」の中に、本人同意の確認欄を設けていますので、当該欄に本人の署名捺印を行っていただくことで、情報提供することが可能です。</p>	<p>大阪市情報公開条例第7条第1号</p>
<p>水道局の工事センターの分室では、給水工事の申し込み受け付けを行っている。現在、水道業者がお客様より(水道使用者より)委託され、分室に工事を申し込みにくるわけですが、当日、窓口受付順ですので、混んでいる時は業者もかなり窓口で待つ必要がある。</p> <p>インターネットなどで事前に受け付け番号を取れるシステムであれば、お待たせしなくてもよいし、事前受け付け分と、当日受け付け分があれば、混雑も緩和されると思います。</p>	<p>給水装置工事の申し込みについては、様々な施設規模の設計があり、その設計審査に要する時間は個々で大きく異なるのが現状です。また、実際に設計を受け付けてみなければ要する時間を想定することもできません。</p> <p>こうしたことから、インターネットや電話により事前に予約を行ったとしても、予約そのものの効果が期待できない状況となっています。</p> <p>このため、出来るだけお待たせする時間を少なくするため、お手数ですが、事前に電話で混雑状況を確認していただければと考えています。</p>	<p>・水道法25条の3(指定の基準)</p> <p>・大阪市水道局内規「水装置関係規定集」第9章(指定給水装置工事事業者の指定に関する取扱要綱)</p>
<p>窓口業務は、水・木と停水で待機している職員がいるので、開庁していてもいいのでは？</p>	<p>未納整理業務については、段階的に業務委託をすすめており、平成26年4月以降は市内全域が業務委託の対象となります。それに伴い、水曜日・木曜日の停水の時間外対応(20時まで)についても受託事業者が実施することとなります。</p> <p>当該時間については、受託事業者の監督や庁舎管理に必要な最低限の局職員のみが勤務することとなるため、窓口業務の実施はできないと考えています。</p> <p>なお、水道局ではお客さまサービス向上のため、平成20年12月からコールセンターを設置し、受付業務のワンストップサービスの実施に取り組んでいます。コールセンターの受付時間は、平日の8時～20時、土曜日の9時～17時となっており、引越しの多い3月・4月は日曜日・祝日の9時～17時も受け付けを行っています。</p> <p>受付については、コールセンターだけでなく、FAXやインターネットによる受付も行っていきます。</p> <p>また、受付時に提出しなければならない書類はほとんどなく、口座振替依頼書や漏水減額申請書など提出が必要な書類があったとしても郵送での対応としています。水道料金についても、コンビニエンスストアで24時間お支払いができます。</p> <p>そのため、窓口におこしいただかなくても、水道に関しての手続きや料金のお支払いは可能です。</p>	

意見の概要	取組内容	関係法令等
<p>現在、日曜日には学校のグラウンドなどの施設を地域開放として、広く多くの市民の方に提供いたしております。しかし、次年度より土曜授業の復活で生徒たちがこれまで部活動として使用していた土曜日のグラウンド使用も限られてくる可能性があります。また、施設使用の際には、学校備品の使用や光熱費などを学校側の公費で負担しております。</p> <p>そこで一つの提案ですが、施設を利用する場合、有料化するというのはいかがでしょうか。使えることが当たり前という状態で、生徒たちの活動を圧迫している現状の緩和にもなるかと思えます。もちろん、生徒の部活動やPTA活動などは対象外ですが、地域の少年野球大会や、サッカー大会などは施設使用料を徴収しても構わないと思えます。</p> <p>徴収したものが、学校の予算として扱えるものかどうかはわかりませんが、一旦、教育委員会で集めて、使用状況によって各学校に配分するという形でもよいと思えます。</p>	<p>大阪市学校体育施設開放事業は、スポーツ基本法第13条の「学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのために利用に供するよう努めなければならない」との趣旨に基づき、学校の体育施設を夜間や休日など、あくまでも学校教育に支障が無い場合に限り、一般開放しているものです。</p> <p>当該事業が、いわゆるスポーツセンターと同様の安定的なサービスの機会や内容を市民に提供できるものではなく、また、市内の各学校間で体育施設の整備条件も異なる中で、利用者にも均しく施設の利用料金の負担を求めることは困難です。</p>	<p>学校施設の確保に関する政令、スポーツ振興基本法、大阪市財産条例、大阪市財産規則</p>